

贈賄防止に関する取り組みについて

ANA グループは、各国の贈賄禁止法に対応するために「ANA グループ・贈賄防止規則」を設定し、グローバルレベルでの法的リスクを極小化し、企業価値の低下につながる事態を予防する体制を整備し、贈賄防止に取り組みます。

1. 贈収賄の禁止

ANA グループは、国内外を問わず、商取引の獲得または維持に関連して、直接・間接および会社・自己の費用負担を問わず、公務員に対して、接待や贈答を含む利益供与またはその約束、申出、承認を行いません。また、ANAグループの事業に関して、公務員以外の第三者に不正な職務行為を行わせるために、直接または間接に、会社または自己の費用負担に関わらず、当該第三者に対して、接待や贈答を含む利益供与またはその約束、申出、承認を行いません。併せて、ANAグループの事業に関して、利益供与の要求、受領またはその約束も行いません。

2. 法令等の遵守

ANA グループは、事業を展開する国および地域において適用される贈収賄に関する関連法令および国際条約を遵守します。

3. 適用範囲

ANAホールディングス株式会社およびグループ会社の役員および従業員(派遣社員、嘱託社員および出向社員等を含む)に適用されます。

4. 相談・通報体制の整備

ANA グループは、これに反する行為またはその疑いのある行為を発見した場合に相談または通報できるよう窓口を設置し、役職員等から相談または通報を受けた場合、速やかに調査し、的確な措置を講ずる体制を構築します。なお、相談または通報をした役職員等に対して、不利益的取扱いは行いません。

5. 監査・モニタリング

ANA グループは、定期的または随時の監査もしくはモニタリングを通じて関連法令および本取り組みの順守状況を確認し、必要な措置を講じます。

6. 教育・研修の実施

ANA グループは、贈賄防止に関する必要な研修を適宜行います。

7. その他

ANA グループでは、取引関係先との契約において、贈収賄防止・汚職防止への取り組みを条件としています。